

一般社団法人日本カートリッジリサイクル工業会
定 款

平成25年12月11日 作 成
令和 2年 5月20日 変 更

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本カートリッジリサイクル工業会と称する。英文では、A s s o c i a t i o n o f J a p a n C a r t r i d g e R e - m a n u f a c t u r e r s と表示する。略称はAJCRとする。

(目 的)

第2条 当法人はトナーカートリッジリサイクル事業の健全な発展に寄与する団体であって、会員の自主的運営を基調として斯業の発展と協調の福利を増進し、併せて会員相互の親睦融和を図ることを目的とし、次の事業を行う。

1. 会員の事業経営の合理化を目的とする自主調査研究並びに情報交換
2. 品質、生産、技術の向上、及びトナーカートリッジの回収、廃棄処理に関する調査研究
3. 斯業の雇用、労務及び環境問題に関する調査研究
4. 当法人の目的のために行う情報調査
5. 諸官庁並びに内外関係団体との連携と啓蒙
6. 業界啓蒙のための懇談会、研究会及び講演会等の開催
7. 斯業の改善向上に必要な任意的調査報告統計
8. 会員並びにその従業員の親睦融和と文化向上のためにする施策
9. トナーカートリッジリサイクル事業の安全衛生及び公害に対する技術対応とその広報活動
10. トナーカートリッジリサイクル事業に係わる法的問題の調査・研究
11. E&Qマーク制度(環境管理基準、品質管理基準)の制定、運用、普及活動
12. その他当法人の目的達成のために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- ② 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機 関)

第5条 当法人は社員総会（以下「総会」という。）、理事、理事会及び監事を置く。

- ② 法令及びこの定款で定めるものの他、事業の執行、会計、運営その他必要事項は理事会の議決を経て別に定めるものとする。

第2章 会 員

(会員の種類及び資格)

第6条 当法人の会員は、正会員及び賛助会員より構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- ② 当法人の正会員は原則としてトナーカートリッジリサイクル事業を行う製造企業で構成する。
- ③ 当法人の事業に賛同し当法人に入会を希望するもので、前項の資格を有さない個人または企業を賛助会員として入会させることができるものとする。
- ④ 会員の資格は次の事由によって消滅するものとする。
- 1 第2項または第3項の資格を喪失したとき。
 - 2 死亡または解散したとき。
 - 3 会員が当法人に納めるべき金銭の支払を怠り、催告を受けたにも拘わらず6ヶ月以内にその義務を履行しないとき。
 - 4 総正会員が同意したとき。
 - 5 除名されたとき。

(入会及び退会)

第7条 当法人への入会と退会については、次のとおりとする。

- 1 前条第2項及び第3項の資格を有するもので、当法人に入会を希望するものは、正会員の推薦により申し込みをなし、理事会の承認を経て入会するものとする。
- 2 会員が退会せんとするときは、書面をもって当法人理事会に届け出るものとする。

(入会金、会費及び経費の負担)

第8条 会員は総会の定めに従い、次の会費や経費を当法人に納めるものとする。

- 1 入会金
 - 2 年会費
 - 3 当法人の事業に必要な経費
- ② 年度途中で入会する場合は、前項で定める入会金及び入会月から年度末までの

月数分の年会費を納めるものとする。

- ③ 既納の入会金、会費および経費は会員がその会員資格を失った場合若しくは退会する場合であっても、返還しない。

(除 名)

第9条 次の事項に該当する場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところにより、総会の決議で、これを除名できるものとする。

- 1 会員がリサイクルトナーカートリッジの販売について、純正トナーカートリッジ以外をリユースしたものを取り扱った場合。
- 2 会員が当法人の事業を妨げ、若しくは当法人に不利な行為をした場合。
- 3 その他除名にするべき正当な事由がある場合。

- ② 前項の総会決議をするには、事前に、理事会にはかり理事会の議決を経ることを要する。

第3章 役 員

(役 員)

第10条 当法人には正会員より選ばれた次の役員を置く。但し、必要がある場合は、上記以外の者から選任することを妨げない。

- 1 理事 10名以上
- 2 監事 1名以上

- ② 理事会の決議により理事のうち1名を会長とし、必要に応じて副会長、専務理事を置くことができる。

(代表理事及び監事の職務)

第11条 会長をもって法人法上の代表理事とし、会務を統括する。

- ② 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- ③ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(資 格)

第12条 理事及び監事は総会において、正会員または正会員である法人の業務を執行する役員のうちから選任する。但し、必要がある場合は、上記以外の者から選任することを妨げない。

(顧問及び相談役)

第13条 当法人は理事会の推薦により顧問または相談役を置くことができるものとする。

(役員任期)

第14条 役員任期は次の通りとし、再選を妨げないものとする。

- 1 理事 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで
- 2 監事 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで

第4章 会 議

(会 議)

第15条 当法人の会議は、総会、理事会とする。

- ② 当法人には、当法人の外部の有識者による諮問機関として、外部委員会を設置する。
- ③ 当法人には、必要に応じて総会の承認を経て、各種委員会及び部会を設置することができる。

第5章 総 会

(種 別)

第16条 総会は通常総会と臨時総会とする。

- ② 通常総会は毎事業年度の2ヶ月以内に招集することとし、臨時総会は次の場合に招集する。
 - 1 理事会において必要と認めたとき。
 - 2 第20条の請求があったとき。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会においては法令又はこの定款で別に定める場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の事項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- 1 会員の除名
- 2 監事の解任
- 3 定款の変更
- 4 解散及び合併
- 5 賛助会員の会費の変更
- 6 その他法令で定められた事項

(招 集)

第 19 条 総会の招集は少なくとも14日前に、その目的、日時、場所を記載した書面を以って各会員に通知しなければならないものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

(正会員による招集請求)

第 20 条 正会員は正会員総数の5分の1以上の同意を得て、総会の目的及びその招集事由を記載した書面を会長に提出し、総会の招集を請求することができるものとする。

(議 長)

第 21 条 総会の議長には会長が指名するものがあたるものとする。

第6章 理事会

(決 議)

第 22 条 理事会の議決は理事の過半数が出席して、その議決権の過半数で決する。

② 理事は議決事項に対し議決権を有する。

(開 催)

第 23 条 理事会は3ヶ月に1回会長の招集により開催するものとする。

(理事会の決議の省略)

第 24 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該案件に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 26 条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

② 事務局及び職員に関して必要な規定は理事会の議決を経て会長がこれを定める。

第 8 章 資産及び会計

(退会にかかる請求権)

第 27 条 会員は退会の時といえども、当法人の資産に関して何等請求することはできない。

(事業年度)

第 28 条 当法人の事業年度は 1 年として、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第 29 条 代表理事は、毎事業年度、法人法第 124 条第 1 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第 30 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 解 散

(解 散)

第31条 当法人は総会の決議により解散するものとする。

(剰余金分配の制限)

第32条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第33条 当法人が清算をする際に有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 守秘義務

第34条 会員は、当法人の事業を実施する過程で得られた各種データ・ノウハウ・営業秘密等（これらから生成された二次情報も含む。）の未公開情報及び他の会員の発言内容等に関して、当法人以外での守秘義務を負うものとする。会員でなくなった後においても同様とする。

第11章 附 則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第35条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

山形県天童市石鳥居一丁目4番41号

株式会社アイ・タックル

埼玉県蕨市錦町一丁目10番18号

株式会社アイエスインターナショナル

神奈川県平塚市代官町11番25号

株式会社アイメックス

石川県金沢市戸水一丁目37番地

エス・ケー・デー・ジャパン株式会社

兵庫県神戸市北区赤松台一丁目2番33号

エヌシーアイ販売株式会社

福井県福井市花堂中二丁目15番1号

エネックス株式会社

東京都千代田区岩本町二丁目1番17号プライムタワー岩本町
エム・シー通商株式会社
大阪府大阪市平野区背戸口四丁目7番2号
株式会社エム・デー・エス
大阪府大阪市中央区材木町2番18号
大阪プラント株式会社
岐阜県郡上市白鳥町大島28番地の1
有限会社奥美濃プロデュース
岡山県岡山市北区平野765番地42
株式会社オフィスサプライ
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3520番地の39
株式会社キイテック
東京都立川市高松町一丁目100番地1
株式会社グラフィック
愛知県名古屋市東区泉二丁目3番3号
ケイティケイ株式会社
愛知県安城市根崎町長配38番地1
株式会社ケーピーシー
埼玉県川口市新堀1308番地1
株式会社サンテック
埼玉県所沢市大字本郷636番地1
有限会社ジェー・シー・アール
福井県鯖江市石生谷町第11号23番地
株式会社白崎コーポレーション
大阪府大阪市城東区中央二丁目15番20号
ゼネラル株式会社
東京都台東区柳橋二丁目16番20号
株式会社ディエスロジコ
東京都東村山市恩多町一丁目18番26号大新倉庫3F
有限会社トーネットイメージングシステム
愛知県長久手市西原山38番地の3
株式会社トキワTC
大阪府大阪市北区梅田一丁目12番17号
梅田スクエアビル14階
日精株式会社
東京都文京区本駒込一丁目25番29号

株式会社ふくやま
山口県山口市小郡山手上町1番10号
三笠産業株式会社
東京都港区三田一丁目4番28号
矢崎総業株式会社
大阪府大阪市平野区长吉長原三丁目15番26号
株式会社リーアルネット
東京都江東区辰巳一丁目7番26号
株式会社リスコビジネス
埼玉県戸田市美女木三丁目5番地の4
レーザーグラフィクス・ジャパン株式会社
山梨県上野原市上野原2175番地
株式会社レーザーテック
愛知県名古屋市西区枇杷島五丁目27番7号
株式会社レック

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。